

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十一号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和三十二年広島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（申請書の様式及び申請等の方式） 第四条（略） 2（略） 一一十八（略） 一八の二 省令第二十七条の三第一項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素使用器具の設置の届出 別記様式第二十六号の二 一八の三 省令第二十七条の三第二項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素使用器具の翌年において使用する予定の届出 別記様式第二十六号の三 一九―二十一（略） 二二 省令第二十九条第二項の規定による病院又は診療所の診療用高エネルギー放射線発生装置設置届出事項、診療用粒子線照射装置設置届出事項、診療用放射線照射装置設置届出事項、診療用放射線照射器具備付届出事項、放射性同位元素装備診療機器設置届出事項、診療用放射性同位元素使用器具設置届出事項又は診療用放射性同位元素等備付届出事項の変更の届出 別記様式第二十八号 二三 省令第二十九条第三項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素等の廃用の届出 別記様式第三十一号 二三の二 省令第二十九条第三項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素使用器具又は診療用放射性同位元素等廃止後の措置の届出 別記様式第三十一号の二 二四―三十二（略）</p>	<p>（申請書の様式及び申請等の方式） 第四条（略） 2（略） 一一十八（略） 二二 省令第二十九条第二項の規定による病院又は診療所の診療用高エネルギー放射線発生装置設置届出事項、診療用粒子線照射装置設置届出事項、診療用放射線照射装置設置届出事項、診療用放射線照射器具備付届出事項、放射性同位元素装備診療機器設置届出事項又は診療用放射性同位元素等備付届出事項の変更の届出 別記様式第二十八号 二三 省令第二十九条第三項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素等の廃用の届出 別記様式第三十一号 二三の二 省令第二十九条第三項の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素等廃止後の措置の届出 別記様式第三十一号の二 二四―三十二（略）</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第21号

診療用高エネルギー放射線発生装置設置届

(略)

次のとおり診療用高エネルギー放射線発生装置を設置します。

(略)

注 (略)

改正前

様式第21号

診療用高エネルギー放射線発生装置設置届

(略)

次のとおり診療用高エネルギー放射線発生装置を設置しました。

(略)

注 (略)

別記様式第二十六号の次に次の二様式を加える。

様式第 26 号の 2

診療用放射性同位元素使用器具設置届

年 月 日

広島県知事 様

管理者 住 所
氏 名

次のとおり診療用放射性同位元素使用器具を設置します。

- 1 病院又は診療所の名称
- 2 病院又は診療所の所在地
- 3 年内に使用を予定している診療用放射性同位元素使用器具に装備する放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもつて表した数量
- 4 ベクレル単位をもつて表した診療用放射性同位元素使用器具の種類ごとの最大貯蔵予定数量、1日の最大使用予定数量及び3か月間の最大使用予定数量
- 5 診療用放射性同位元素使用器具使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素使用器具により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
- 6 診療用放射性同位元素使用器具を使用する医師又は歯科医師の氏名及び放射線診療に関する経歴

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

様式第 26 号の 3

診療用放射性同位元素使用器具翌年使用予定届

年 月 日

広島県知事 様

管理者 住 所
氏 名

次のとおり翌年において診療用放射性同位元素使用器具の使用を予定します。

- 1 病院又は診療所の名称
- 2 病院又は診療所の所在地
- 3 翌年において使用を予定する診療用放射性同位元素使用器具に装備する放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもつて表した数量

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

様式第 28 号

様式第 28 号

エックス線装置設置届
 診療用高エネルギー放射線発生装置設置届
 診療用粒子線照射装置設置届
 診療用放射線照射装置設置届
 診療用放射線照射器具設置届
 放射性同位元素装備診療機器設置届
診療用放射性同位元素使用器具設置届
 診療用放射性同位元素等備付届

の変更届

エックス線装置設置届
 診療用高エネルギー放射線発生装置設置届
 診療用粒子線照射装置設置届
 診療用放射線照射装置設置届
 診療用放射線照射器具設置届
 放射性同位元素装備診療機器設置届

の変更届

(略)

(略)

次のとおり
 エックス線装置設置届
 診療用高エネルギー放射線発生装置設置届
 診療用粒子線照射装置設置届
 診療用放射線照射装置設置届
 診療用放射線照射器具設置届
 放射性同位元素装備診療機器設置届
診療用放射性同位元素使用器具設置届
 診療用放射性同位元素等備付届

の届出事項を 変更しました。
変更します。

次のとおり
 エックス線装置設置届
 診療用高エネルギー放射線発生装置設置届
 診療用粒子線照射装置設置届
 診療用放射線照射装置設置届
 診療用放射線照射器具設置届
 放射性同位元素装備診療機器設置届

の届出事項を 変更しました。
変更します。

(略)

(略)

注 (略)

注 (略)

様式第 31 号

診療用放射性同位元素使用器具 廃用届
診療用放射性同位元素等

(略)

次のとおり 診療用放射性同位元素使用器具
診療用放射性同位元素 を廃用しました。
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

1・2 (略)

3 廃用した診療用放射性同位元素使用器具に装備する放射性同位元素、診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもつて表した数量

4・5 (略)

注 (略)

様式第 31 号

診療用放射性同位元素等廃用届

(略)

次のとおり 診療用放射性同位元素
陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 を廃用しました。

1・2 (略)

3 廃用した診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の種類、形状及びベクレル単位をもつて表した数量

4・5 (略)

注 (略)

様式第 31 号の 2

	<u>診療用放射性同位元素使用器具</u>	廃止後の措置の届
	診療用放射性同位元素等	
	(略)	
次のとおり	<u>診療用放射性同位元素使用器具</u>	
	診療用放射性同位元素	廃止後の措置を講じました。
	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	
	(略)	
注	(略)	

様式第31号の 2

	診療用放射性同位元素等廃止後の措置の届	
	(略)	
次のとおり	診療用放射性同位元素	廃止後の措置を講じました。
	陽電子断層撮影診療用放射性同位元素	
	(略)	
注	(略)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の医療法施行細則の様式で行っている手続は、改正後の医療法施行細則の様式で行われた手続とみなす。